

令和5年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午前10時から10時15分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長 5番 富田哲夫

会長職務代理者 2番 浅見明仕

農業委員 1番 武藤量司

3番 八木原智宏

4番 若林想一郎

7番 町田幸広

8番 村越聡

9番 平沼邦夫

10番 千島孝夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼良一

第2 関口孝夫

4. 欠席委員(2名)

6番 小泉茂樹

第3 石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田勝一

書記 小俣敏孝

渡部希生

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、6番、小泉茂樹委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。本日の出席委員は9名でございます。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第9回農業委員会を開会いたします。

なお、石黒夢積農地利用最適化推進委員からも欠席の旨の通告がございましたので、皆様にご報告を申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

2番 浅見明仕委員、3番 八木原智宏委員のご兩名にお願い申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第17号につきまして、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第17号について説明いたします。

議案第17号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は499平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。

申請理由は自己用住宅であります。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中央にあります、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、絆の丘介護老人福祉施設の東、およそ40メートルのところ申請地になります。

今申請は、申請人が現在居住する家屋が、築後かなり経過しており、傷みが激しく、今後の安定的な生活を送るため、現在空き家となっている別の家屋を建て替える検討を始めたところ、家が建っている敷地が進入路として使用している土地が農地であると判明したために、提出されたものがあります。

申請人の曾祖父が昭和12年頃に住宅を建築したとのことですが、敷地は分筆されておらず、地目も畑であり、転用の記録も確認できませんでした。そこで、新たに建築許可が受けられるように接道等を考えた形で分筆を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請になります。

なお、許可を受け、家の建築が可能となった際は、空き家につきましては取り壊し、農地へ復元する計画です。

また、現在住んでいる家につきましては、家財道具の整理ができるまでは物置として利用し、家財が整理でき次第、取り壊します。

農地区分は、申請地が第1種住居地域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、10月20日午前9時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。場所は、先ほど事務局から説明があったとおり、絆の丘介護老人福祉施設の東、約40メートルのところになります。

事務局の説明にもありましたが、自己用住宅の計画を進める中で、建て替えを検討している空き家の敷地が農地と判明し、今回、転用申請をしようとするものです。経緯書にも詳細な記載がありますが、今後の生活のため農地法施行前に建築された建物を建て替えるということで、現在の家もゆくゆく取り壊すということであれば、転用もやむを得ないと判断されま

す。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、9番、平沼委員、お願いします。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第17号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、10月20日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にもありましたとおり、自己用住宅の建築をしたいということで転用申請するものであります。周囲に農地もありますが、申請者の所有農地でありますので、特に問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時13分

議長 再開いたします。

質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手をもってお願いします。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第17号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。出席者の全員賛成でございます。

よって、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理について、お諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は、全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時15分)